

# 統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況

平成 29 年 7 月

総務省政策統括官（統計基準担当）

# 目 次

1	基幹統計調査の承認	1
	地方公務員給与実態調査	2
	人口動態調査	4
2	一般統計調査の承認	7
3	一般統計調査に係る中止通知の受理	8
4	届出統計調査に係る届出の受理	
	(1) 新規	9
	(2) 変更	10
	(参考) 基幹統計に係る作成方法の通知	13

## 〔凡 例〕

### 1 編集方針

この資料（「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」（以下「本月報」という。）」は、表紙に示した月の1か月間に総務省政策統括官（統計基準担当）が、統計法（平成19年法律第53号）に基づいて承認等の手続を行った統計調査の計画概要をまとめたものである。

なお、基幹統計（後記3（1）参照）の指定、変更又は解除があった場合や、基幹統計（統計調査以外の方法により作成されるものに限る。）に係る作成方法の通知がなされた場合には、巻末に参考として掲載することとしている。

### 2 法律名の表記

本月報の中で頻出する法律の名称については、基本的に、次に掲げる表記を用いている。

- 統計法（昭和22年法律第18号）→ 旧統計法
- 統計法（平成19年法律第53号）<sup>（注1）</sup>→ 新統計法
- 統計報告調整法（昭和27年法律第148号）<sup>（注2）</sup>→ 旧統計報告調整法

（注1）旧統計法を全部改正したもので、平成19年10月1日に一部施行した後、平成21年4月1日に全面施行

（注2）新統計法の全面施行により廃止されたもの

### 3 用語

本月報の中で、頻出する用語の意味については、次のとおりである。

- （1）「基幹統計」とは、新統計法第2条第4項に規定する基幹統計をいう。

なお、旧統計法第2条に基づき指定された「指定統計」のうち、新統計法の全面施行の段階（平成21年4月1日）で作成されていたものの多くは、基幹統計に移行している。

- （2）「基幹統計調査」とは、基幹統計の作成を目的とする統計調査をいう（新統計法第2条第6項）。

- （3）「一般統計調査」とは、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外のものをいう（新統計法第2条第7項）。

- （4）「届出統計調査」とは、旧統計法施行時にあっては、その第8条の規定に基づき総務大臣に届け出られた統計調査をいい、現在は、新統計法第24条第1項又は第25条の規定に基づき総務大臣に届け出られた統計調査をいう。新統計法で届出が求められているのは、地方公共団体（第24条第1項）及び独立行政法人等（第25条）<sup>（注3）</sup>である。

なお、「届出統計調査」という用語は、新統計法の本則では用いられておらず（経過措置を規定する附則の中で、旧統計法施行時の用語として出てくるのみ）、本月報で用いている「届出統計調査」は、通称として用いているものである。

（注3）地方公共団体については、統計法施行令（平成20年政令第334号）第7条第1項の規定に基づき都道府県及び政令指定都市、独立行政法人等については、同令第8条第1項の規定に基づき日本銀行について、届出が求められている。

- （5）「指定統計調査」とは、指定統計を作成するために行われた統計調査をいう（旧統計法第3条）。

- （6）「承認統計調査」とは、旧統計報告調整法の規定に基づき総務大臣の承認を受けて実施された「統計報告の徴集」の通称をいう。新統計法施行後においても引き続き行われているものは、基本的に「一般統計調査」に移行している。

#### 4 掲載項目の内容

本月報における基幹統計調査の承認に係る各項目の掲載内容は、次のとおりである。

一般統計調査の承認及び届出統計調査に係る届出の受理についても、これに準じ、そのうちの一部項目を一覧形式で掲載している。

##### 【統計調査単位で掲載している項目】

調 査 名	統計法に基づき、総務大臣が承認した調査の名称を記載した。
承 認 年 月 日	総務大臣による承認年月日を記載した。
実 施 機 関	調査を実施する組織について、課室名まで記載した。
目 的	調査の実施目的を記載した。
沿 革	調査の起源及びその後の変更概要について記載した（一部の調査）。
調 査 票 の 構 成	調査で用いられる調査票の構成を記載した（調査票が多岐にわたるような場合には、調査の内容ごとに集約・区分している場合がある。）。
公 表	公表する際の媒体及び公表時期について記載した。
備 考	当該承認に係る変更時期など、調査に関する補足情報を記載した。

##### 【「調査票の構成」で記載した調査票ごとに掲載している項目】

調 査 票	調査票様式のヘッダーに記された帳票の名称を記載した。
対象範囲（地域）	調査対象となるものの地域的範囲を記載した。
対象範囲（属性）	調査対象となるものの属性的範囲（地域を除く。）を記載した。
客体数／母集団数	回答を求められる報告者の数を記載するとともに、抽出調査の場合には、可能な限り、母集団の大きさについても併記した（全数調査については、客体数と母集団数が同じことから、母集団数は記載していない）。 調査が、報告者から報告を求める方法ではなく、実測により情報を収集する方法で行われる場合には、調査対象となる箇所数を示している。また、調査対象が一定の財で、それを使用する者が報告者であるような場合には、当該財の対象数を記載している場合もある。 なお、数の記載については、「千進法」による3けた区切りを基本としている。ただし、100万を超える場合は、「万進法」による漢数字を使用し、区切り符号としての「,」は用いていない。
選 定 方 法	報告者の選定方法を全数、無作為抽出、有意抽出の別によって示した。調査対象をグループ分けした上で、それぞれ異なった方式を採用している場合には、該当するものを全て記載した。
母 集 団 情 報	報告者の抽出に使用した母集団名簿を記載した（特に標本調査の場合）
配 布 ・ 取 集	調査票の配布・取集（回収）方法について、職員、調査員、郵送、オンライン等の別を記載した。複数の方法を併用している場合には、該当するものを全て記載した。
記 入	調査票への記入（又は入力）を報告者自らが行うものを「自計」、調査員や職員が行うものを「他計」、両者を用いるものを「自計・他計併用」と記載した。
把 握 時 間	調査の把握時点又は把握期間を記載した。
調 査 組 織	調査実施機関から報告者に至るまでの系統及び関係機関を記載した。調査対象と報告者の属性が異なる場合（例えば、調査対象が一定の財で、それを使用する者が報告者であるような場合）には、「報告者」の後ろに実際に報告を求められる者の属性をカッコ書きで示した。 (注)一部の基幹統計調査においては、新統計法第14条に規定する統計調査員のうち、一部の者を「指導員」として区分し、他の調査員の指導に当たるとともに、特別の事情により調査員が事務の一部を行うことができないときは、調査員に代わって当該事務を行うこととされている場合がある。このような調査については、「系統」欄において、「指導員・調査員」と併記しているが、「配布」「取集」欄においては、一括して「調査員」と表記している。
調 査 周 期	調査の実施周期を記載した。
実施期間又は提出期限	調査の実施期間又は調査票の提出期限を記載した。
調 査 事 項	報告者に対して報告を求める事項を記載した。

## 1 基幹統計調査の承認

承認年月日	統計調査の名称	実施機関
H29. 7. 7	地方公務員給与実態調査	総務省自治行政局 公務員部給与能率推進室
H29. 7. 7	人口動態調査	厚生労働省政策統括官付 参事官付 人口動態・保健社会統計室

注) 本表は、新統計法の規定に基づいて、総務大臣が行った基幹統計調査の承認状況について掲載したものである。

<b>【調査名】</b>	<b>地方公務員給与実態調査</b>
承認年月日	平成29年7月7日
実施機関	総務省自治行政局公務員部給与能率推進室
目的	地方公務員の給与の実態を明らかにし、あわせて地方公務員の給与に関する制度の基礎資料を得ることを目的とする。
沿革	昭和30年に開始され、昭和33年以降は5年ごとに実施されている。
調査票の構成	1-地方公務員給与実態調査調査票（一般職）、2-地方公務員給与実態調査調査票（特別職に属する職員等の定数及び給料（報酬）額に関する調）
公表	インターネット（平成31年3月までに公表）及び印刷物（平成31年7月までに公表）
備考	1. 今回の承認は、平成30年以降の調査についての変更承認 2. 主な承認内容は、①地方公務員給与実態調査調査票（一般職）（以下「一般職調査票」という。）の報告者について、「地方公務員」（職員）から「地方公共団体等の長」への変更、 ②一般職調査票の調査事項について、職員の「氏名」及び「生年月日」を削除する等の変更、 ③集計事項の一部変更等
<b>調査票 - 1</b>	<b>地方公務員給与実態調査調査票（一般職）</b>
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合・財産区・地方開発事業団及び特定地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）
選定方法	全数
母集団情報	約3,000
配布・収集	【配布】オンライン、【収集】郵送・オンライン
記入	自計
把握時	平成30年4月1日現在
調査組織	総務省一報告者（都道府県及び指定都市）、総務省一都道府県一報告者（都道府県及び指定都市以外の地方公共団体等）
調査周期	5年
実施期間又は提出期限	【都道府県及び指定都市】平成30年4月中旬～7月中旬、【都道府県及び指定都市以外の地方公共団体等】平成30年4月中旬～8月下旬
調査事項	1. 所属する地方公共団体の名称、2. 所属する公署の名称、3. 性別、4. 満年齢月数、5. 学歴、資格及び免許、6. 経験月数、7. 職種、8. 職務、9. 職務上の地位、10. 給与の支出される会計の別、11. 採用時における前歴の有無、12. 採用年月、13. 給与月額、14. 給料月額、15. 諸手当の月額、16. 年間給与の額、17. その他前記1から16までに関連する事項
<b>調査票 - 2</b>	<b>地方公務員給与実態調査調査票（特別職に属する職員等の定数及び給料（報酬）額に関する調）</b>
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	都道府県、市町村、特別区、地方公共団体等
客体数／母集団数	約3,000
選定方法	全数
配布・収集	【配布】オンライン、【収集】郵送・オンライン
記入	自計
把握時	平成30年4月1日現在
調査組織	総務省一報告者（都道府県及び指定都市）、総務省一都道府県一報告者（都道府県及び指定都市以外の地方公共団体等）

調 査 周 期	5年
実施期間又は提出期限	【都道府県及び指定都市】平成30年4月中旬～7月中旬、【都道府県及び指定都市以外の地方公共団体等】平成30年4月中旬～8月下旬
調 査 事 項	1. 定数、2. 給料（報酬）の額

<b>【調査名】</b>	<b>人口動態調査</b>
承認年月日	平成29年7月7日
実施機関	厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室
目的	出生、死亡、死産、婚姻及び離婚の実態を明らかにすることを目的とする。
沿革	本調査は、明治4年の戸籍法の制定を受け、明治5年から始まったものであり、明治31年の戸籍法改正により、内閣統計局で処理されることになった。第二次世界大戦後の一時期は、内閣統計局の後継組織である総理庁統計局において所掌されていたが、昭和22年6月に旧統計法（昭和22年法律第18号）に基づく指定統計調査として位置付けられた後、同年9月に、所管が総理庁から厚生省（現在の厚生労働省）に移され、現在に至っている。なお、新統計法（平成19年法律第53号）の施行に伴い、平成21年4月からは、基幹統計調査に移行している。
調査票の構成	1－出生票 2－死亡票 3－死産票 4－婚姻票 5－離婚票
公表	インターネット及び印刷物（月報：調査月の約2か月後（速報）、約5か月後（概数）、年報：調査実施翌年の6月上旬（概数）、9月（確定数））
備考	1. 今回の承認は、平成30年1月以降の調査についての変更承認 2. 主な承認内容は、①調査方法について、オンラインによる報告を原則とし、これによることができない場合に限り、郵送による報告を可能とすること、②集計事項の一部変更等
<b>調査票－1</b>	<b>出生票</b>
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定に基づく出生の届出を受けた市町村
客体数／母集団数	約1,900
選定方法	全数
母集団情報	市町村
配布・収集	【配布】オンライン、【収集】郵送・オンライン
記入	自計
把握時	出生の発生時点
調査組織	厚生労働省－都道府県－（保健所を設置する市・特別区）－保健所－報告者
調査周期	毎月
実施期間又は提出期限	都道府県知事から厚生労働大臣への提出期限は、保健所から調査票の送付を受けた翌月5日
調査事項	1. 子の氏名・父母との続柄・男女別、2. 生まれたとき、3. 生まれたところ、4. 子の住所、5. 父母の氏名・生年月日、6. 父母の国籍、7. 同居を始めたとき、8. 子が生まれたときの世帯の主な仕事、9. 子が生まれたときの父母の職業（国勢調査実施年の4月1日から翌年3月31日まで）、10. 子が生まれたところ及びその種別、11. 体重及び身長、12. 単胎・多胎の別、13. 妊娠週数、14. この母の出産した子の数、15. 出生に立ち会った者
<b>調査票－2</b>	<b>死亡票</b>
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	戸籍法の規定に基づく死亡の届出を受けた市町村
客体数／母集団数	約1,900
選定方法	全数
母集団情報	市町村
配布・収集	【配布】オンライン、【収集】郵送・オンライン
記入	自計
把握時	死亡の発生時点
調査組織	厚生労働省－都道府県－（保健所を設置する市・特別区）－保健所－報告者
調査周期	毎月



実施期間又は提出期限	都道府県知事から厚生労働大臣への提出期限は、保健所から調査票の送付を受けた翌月5日
調査事項	1. 氏名、2. 男女別、3. 生年月日、4. 死亡したとき、5. 死亡したところ、6. 死亡した人の住所、7. 死亡した人の国籍、8. 死亡した人の夫又は妻の有無、9. 死亡した人の夫又は妻の年齢、10. 死亡したときの世帯の主な仕事、11. 死亡したときの職業・産業（国勢調査実施年の4月1日から翌年3月31日まで）、12. 死亡したところの種別、13. 死亡したところの施設名、14. 死亡の原因、15. 死因の種類、16. 外因死の追加事項、17. 生後1年未満で病死した場合の追加事項、18. その他特に付言すべきことがら、19. 施設の所在地又は医師の住所及び氏名
<b>調査票－3</b>	<b>死産票</b>
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	死産の届出に関する規程（昭和21年厚生省令第42号）の規定に基づく死産の届出を受けた市町村
客体数／母集団数	約1,900
選定方法	全数
母集団情報	市町村
配布・収集	【配布】オンライン、【収集】郵送・オンライン
記入	自計
把握時	死産の発生時点
調査組織	厚生労働省－都道府県－（保健所を設置する市・特別区）－保健所－報告者
調査周期	毎月
実施期間又は提出期限	都道府県知事から厚生労働大臣への提出期限は、保健所から調査票の送付を受けた翌月5日
調査事項	1. 父母の国籍、2. 父母の氏名及び年齢、3. 死産児の男女別及び嫡出子か否かの別、4. 死産があったとき、5. 死産があったときの母の住所、6. 死産があったときの世帯の主な仕事、7. 死産があったときの父母の職業（国勢調査実施年の4月1日から翌年3月31日まで）、8. この母の出産した子の数、9. 妊娠週数、10. 死産児の体重及び身長、11. 胎児死亡の時期（妊娠満22週以後の自然死産）、12. 死産があったところの種別、13. 単胎・多胎の別、14. 死産の自然人工別、15. 自然死産の原因若しくは理由又は人工死産の理由、16. 胎児手術の有無、17. 死胎解剖の有無、18. 死産に立ち会った者
<b>調査票－4</b>	<b>婚姻票</b>
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	戸籍法の規定に基づく婚姻の届出を受けた市町村
客体数／母集団数	約1,900
選定方法	全数
母集団情報	市町村
配布・収集	【配布】オンライン、【収集】郵送・オンライン
記入	自計
把握時	婚姻の発生時点
調査組織	厚生労働省－都道府県－（保健所を設置する市・特別区）－保健所－報告者
調査周期	毎月
実施期間又は提出期限	都道府県知事から厚生労働大臣への提出期限は、保健所から調査票の送付を受けた翌月5日
調査事項	1. 氏名及び生年月、2. 夫の住所、3. 国籍、4. 婚姻後の夫婦の氏、5. 同居を始めたとき、6. 初婚・再婚の別、7. 同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯の主な仕事、8. 同居を始める前の夫妻の職業（国勢調査実施年の4月1日から翌年3月31日まで）
<b>調査票－5</b>	<b>離婚票</b>
対象範囲（地域）	全国

対象範囲（属性）	戸籍法の規定に基づく離婚の届出を受けた市町村
客体数／母集団数	約1,900
選定方法	全数
母集団情報	市町村
配布・収集	【配布】オンライン、【収集】郵送・オンライン
記入	自計
把握時	離婚の発生時点
調査組織	厚生労働省－都道府県－（保健所を設置する市・特別区）－保健所－報告者
調査周期	毎月
実施期間又は提出期限	都道府県知事から厚生労働大臣への提出期限は、保健所から調査票の送付を受けた翌月5日
調査事項	1. 氏名及び生年月、2. 国籍、3. 離婚の種別、4. 調停、審判、和解、請求の認諾又は判決の年月、5. 未成年の子の数、6. 同居を始めたとき、7. 別居したとき、8. 別居する前の住所、9. 別居する前の世帯の主な仕事、10. 別居する前の夫妻の職業（国勢調査実施年の4月1日から翌年3月31日まで）

## 2 一般統計調査の承認

調査名	承認年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数(注3)	選定方法	調査方法 (配布) (収集)	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限	備考	
消費動向調査	平成29年7月5日	内閣府経済社会総合研究所景気統計部	消費者の意識、物価の見通し、主要耐久消費財等の保有・買替え状況を把握し、景気動向判断の基礎資料とすることを目的とする。	全国	1	8,400世帯	無作為抽出	調査員 (1か月目の配布のみ)  郵送 オンライン	毎月	毎月20日		
病院報告	平成29年7月5日	厚生労働省政策統括官付参事官付保健統計室	全国の病院、療養病床を有する診療所における患者の利用状況を把握して、医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。	全国	1	9,400施設	全数	郵送 オンライン 郵送 オンライン	毎月	翌月20日		
野生鳥獣資源利用実態調査	平成29年7月5日	農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室	野生鳥獣の処理実態とともに食肉用等に係る市場規模を算出する等に必要データを把握し、鳥獣被害防止対策の一環として取り組まれる野生鳥獣の食肉等への利活用の推進に向けての施策の的確な立案や推進のための基礎資料を整備することを目的とする。	全国	1	550施設	全数	郵送 オンライン FAX	1年	毎年9月上旬～10月上旬		
平成29年度自動車輸送統計予備的調査	平成29年7月5日	国土交通省総合政策局情報政策本部情報政策課	自動車輸送統計調査(基幹統計調査)の体系的整備を図るため必要となる基礎資料を得ることを目的とする。	全国	1	15,000両	無作為抽出	郵送	郵送	1回限り	平成29年10月～平成30年1月のうち、国土交通大臣が指定する月	
幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査	平成29年7月10日	内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)付	公定価格の改定について検討をするための基礎資料とするため、子ども・子育て支援新制度の幼稚園、保育所及び認定こども園等における経営実態や職員給与の状況等を把握することを目的とする。	全国	6	18,481施設 2,668事業所	無作為抽出	郵送 オンライン	1回限り	平成29年7月下旬～8月下旬		
青少年のインターネット利用環境実態調査	平成29年7月10日	内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(青少年環境整備担当)	青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律に基づく関係施策の実施状況を検証するとともに、技術革新等の影響による著しい変化に対応する必要がある青少年のインターネット利用環境整備のため、関係施策をより効果的に推進するための基礎資料を得ることを目的とする。	全国	2	10,000人	無作為抽出	調査員 オンライン	1年	毎年11月上旬～12月中旬		
サービス産業動向調査	平成29年7月25日	総務省統計局統計調査部経済統計課	サービス産業の生産・雇用等の状況を把握し、GDPの四半期別速報(QE)を始めとする各種経済指標の精度向上等に資することを目的とする。	全国	2	月次調査: 13,000企業等 25,000事業所 拡大調査: 9,500企業等 69,000事業所	全数 無作為抽出	郵送 オンライン 調査員 郵送 オンライン	毎月 1年	調査実施月の翌月20日 毎年6月末～7月末		

注1)本表は、新統計法に基づいて、総務大臣が承認した一般統計調査の計画概要を掲載したものである。

注2)「対象範囲(地域)」、「選定方法」、「調査方法」、「調査周期」又は「実施期間又は調査票の提出期限」については、該当する内容が複数ある場合には、全てを記載している。

注3)様式が複数ある場合の「客体数」については、基本的に各様式に係る客体数を合算している(「延べ」の場合もある。)。世帯、個人、事業所、企業など属性が異なる場合には、それぞれについて記載している。

なお、計画上、客体数に「約」が付されている場合においても、本表では「約」を付さない形で統一している。

### 3 一般統計調査に係る中止通知の受理

受理年月日	統計調査の名称	実施機関
H29.7.4	建設業構造実態調査	国土交通省土地・建設産業局 建設市場整備課 専門工事業・建設関連振興室
H29.7.7	産業関連構造調査 (商品・サービス等の販売先に関する実態調査(試行調査))	総務省政策統括官(統計基準担当)付 統計審査官(産業関連表担当)室

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に対してなされた一般統計調査に係る中止通知の受理状況について掲載したものである。

#### 4 届出統計調査に係る届出の受理

区分	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客位数 (注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
(1) 新規	第2次群馬県文化振興指 針策定アンケート調査	平成29年7月3日	群馬県生活文化ス ポーツ部文化振興 課文化づくり係	平成29年度策定予定の「第2次群馬県文化振興指 針」に記載すべき文化振興施策については、県民の 文化活動の状況及び文化に対する意識を把握した上 で、県民にとって真に必要な文化振興施策を盛り込む 予定であり、そのための基礎資料を得ることを目的と する。	群馬県全域	3	2,435人 400団体 142施設	全数 無作為抽出	郵送 学校による 配布・回収	1回限り	平成29年7月5日～ 7月31日
	県民健康・栄養調査	平成29年7月3日	鹿児島県保健福祉 部健康増進課健康 増進栄養係	鹿児島県民の食物摂取状況(朝・昼・夕・間食別の料 理名、食材及び重量)、身体状況及び健康づくり(栄 養・運動・休養等)の実態を把握することを目的とす る。	鹿児島県全域	4	10,155人	無作為抽出	調査員 郵送	1回限り	平成29年10月1日～ 30年1月31日 平成29年10月1日～ 12月31日
	時代の変化に対応したごみ 出しのあり方検討に係る市 民アンケート調査	平成29年7月5日	神戸市環境局環境 政策部資源循環政 策課	ごみ出し支援の仕組み、地域がクリーンステーションを 管理しやすくなる方法について検討を行うための基礎 資料を得ることを目的とする。	神戸市全域	2	2,000世帯 2,600自治会	全数 無作為抽出	郵送	1回限り	平成29年7月31日～ 8月17日
	沖縄県労働環境実態調査	平成29年7月10日	沖縄県商工労働部 労働政策課	労働条件の整備状況、離職率や非正規雇用の割合 等を把握し、雇用の質の向上に向け、現状分析及び 課題整理を行い、今後の施策充実に資する基礎資料 を作成することを目的とする。	沖縄県全域	2	10,000事業所 30,000人	無作為抽出	郵送	3年	平成29年9月15日～ 11月15日
	働き方改革と雇用形態に関 する実態調査(非正規雇用 実態調査)	平成29年7月11日	埼玉県産業労働部 勤労者福祉課	企業における非正規雇用者に関する実態とともに、非 正規雇用者自身の正社員への転換希望等に関する 意識調査を実施し、正社員化を進める上での課題や 必要な支援策を具体化する際の基礎資料とすること を目的とする。	埼玉県全域	2	5,000企業 50,000人	有為抽出	郵送 オンライン	1回限り	平成29年7月12日～ 8月10日 平成29年7月13日～ 8月15日
	平成29年度青森県「企業 子宝率」調査	平成29年7月13日	青森県企画政策部 企画政策課	企業等の子育て支援やワーク・ライフ・バランス推進へ の気運を高め、若者や女性の青森県内就職・定着に つなげる取組の一環として、子育てにやさしい、働きや すい職場の特徴を分析し、広く普及を図るための基礎 資料を得ることを目的とする。	青森県全域	2	1,500事業所	無作為抽出	郵送 オンライン	1回限り	平成29年8月15日～ 9月30日
	健康関連産業への参入実 態・意向に関する調査	平成29年7月14日	大阪府商工労働部 商工労働総務課	近年成長産業として健康関連産業への期待の高まっ ている状況を踏まえ、府内中小企業の健康関連事業 への取組状況を把握し、大阪府としての支援施策を検 討するために基礎資料を得ることを目的とする。	大阪府全域	1	1,899社	全数	郵送	1回限り	平成29年8月16日～ 9月1日
	人材の採用と確保に関する アンケート調査	平成29年7月14日	大阪府商工労働部 商工労働総務課	大阪府内の企業を対象に、製造、運輸、建設の各業 界の企業の人材の採用と確保の実態を把握し、この課 題に積極的に取り組む企業を発掘するとともに、今 後、職場環境の整備や魅力発信に向けて必要となる 施策を検討するための基礎資料を得ることを目的とす る。	大阪府全域	1	2,000企業	無作為抽出	郵送	1回限り	平成29年7月下旬～ 9月30日
	熊本市子どもの生活等実 態調査	平成29年7月14日	熊本市健康福祉局 子ども未来子ども 支援課	熊本市における子どもの生活実態について、被災によ る影響も含めた現状の把握と分析、課題の整理等を行 い、効果的な子どもの貧困対策につなげることを目的 とする。	熊本市全域	4	18,000人	無作為抽出	郵送 学校による 配布・回収	1回限り	平成29年7月10日～ 7月21日 平成29年7月14日～ 8月4日
	大阪企業における人材確 保と外国人材の活用に関 する調査	平成29年7月18日	大阪府商工労働部 商工労働総務課	大阪府内の企業における高度外国人材の採用・定着 を促進するため、府内企業の現状について調査を実 施することを目的とする。	大阪府全域	1	2,000企業	無作為抽出	郵送	1回限り	平成29年8月18日～ 9月8日

区分	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数 (注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
	安心して結婚・妊娠・出産、子育てができる雇用環境の整備に取り組む企業調査	平成29年7月18日	熊本市健康福祉局 子ども未来部子ども支援課	熊本市内企業の現在の子育て支援制度の規定状況、利用状況等を把握し、地域の実情に応じた熊本市独自の基準による「子育て支援優良企業」の認定等により、企業における雇用環境の整備を促すことを目的とする。	熊本市全域	1	6,000事業所 及び企業	全数	郵送	1年	毎年7月下旬
	長野県内小売業者の県産飲食物品販売状況調査	平成29年7月19日	長野県産業労働部 産業政策課産業戦略室	長野県内小売業者を対象に店舗における県産飲食物品の販売状況を把握し、県産飲食物品の県内における消費拡大に向けた施策を立案するための基礎資料を得ることを目的とする。	長野県全域	1	850事業所	全数	郵送	1回限り	平成29年8月下旬～ 10月下旬
	長野県産飲食物品に関する消費者意識調査	平成29年7月19日	長野県産業労働部 産業政策課産業戦略室	長野県内消費者を対象に小売店における飲食物品の購入状況を把握し、県産飲食物品の県内における消費拡大に向けた施策を立案するための基礎資料を得ることを目的とする。	長野県全域	1	3,000人	無作為抽出	郵送	1回限り	平成29年8月下旬～ 10月下旬
	市町村における住民の転入・転出理由に関するアンケート調査	平成29年7月20日	茨城県企画部統計課	茨城県内の市町村における住民の転入・転出に係る理由を把握し、県及び市町村が実施する各種行政施策の基礎資料を得ることを目的とする。	茨城県内の市町村のうち、別に選定する市町村	1	対象地域において、転入・転出届を提出した者	全数	職員	1回限り	平成29年9月1日～ 9月30日
	やまなし子どもの生活アンケート	平成29年7月20日	山梨県教育庁社会教育課	子どもの貧困対策に資する施策の改善の基礎資料とすることを目的とする。	山梨県全域	3	5,960人	無作為抽出 有意抽出	学校による 配布・回収	1回限り	平成29年7月19日
	東京都市圏パーソントリップ調査(事前調査)	平成29年7月31日	茨城県土木部都市局都市計画課	平成30年度に予定している第6回パーソントリップ調査(本体調査)の回収率などを事前に想定するため、本体調査と同様の手法である、郵送・オンライン方式でのパーソントリップ調査(事前調査)を実施することで、各地域での回収率及び回答の状況を確認し、本体調査を効果的に実施する基礎資料を得ることを目的とする。	茨城県龍ヶ崎市全域	4	600世帯	無作為抽出	郵送 オンライン	不定期 (原則10年)	平成29年9月上旬～ 11月下旬
	東京都市圏パーソントリップ調査(事前調査)	平成29年7月31日	千葉県都市局都市部交通政策課	平成30年度に予定している第6回パーソントリップ調査(本体調査)の回収率などを事前に想定するため、本体調査と同様の手法である、郵送・オンライン方式でのパーソントリップ調査(事前調査)を実施することで、各地域での回収率及び回答の状況を確認し、本体調査を効果的に実施する基礎資料を得ることを目的とする。	千葉市中央区全域	4	600世帯	無作為抽出	郵送 オンライン	不定期 (原則10年)	平成29年9月上旬～ 11月下旬
	男女共同参画社会実現に向けた企業意識・実態調査	平成29年7月31日	熊本市市民局市民生活部男女共同参画課	熊本市内の事業所における女性の登用状況、活用状況、育児・介護休業制度の整備とその利用状況等の実態を調査し、男女共同参画社会実現に向けた取組の基礎資料とし、また当該調査の結果を情報提供することにより、各事業所における女性の活躍を推進することを目的とする。	熊本市全域	1	1,200事業所	無作為抽出	郵送 オンライン	3年	平成29年9月19日～ 10月20日
(2) 変更	青森県商品流通調査	平成29年7月3日	青森県企画政策部 統計分析課	都道府県間における商品流通状況を把握し、青森県産業連関表を作成するための基礎資料を得ることを目的とする。	青森県全域	1	596事業所	有為抽出	郵送	5年	平成29年9月1日～ 9月30日
	県民世論調査	平成29年7月5日	高知県総務部広報広聴課	高知県民のニーズ・意識等を把握し、県政運営の基礎資料を得ることを目的とする。	高知県全域	1	3,000人	無作為抽出	郵送	1年	毎年8月初旬～ 8月末日
	宮城県商品流通調査	平成29年7月7日	宮城県震災復興・企画部統計課	宮城県が作成する「平成27年宮城県産業連関表」作成のための基礎資料として、地域間における商品流通状況を把握することを目的とする。	宮城県全域	1	775事業所	有意抽出	郵送	5年	平成29年10月1日～ 11月20日

区分	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数 (注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
	高知県商品流通調査	平成29年7月7日	高知県総務部統計課	高知県の県内外地域間における商品の流通状況を把握し、平成27年高知県産業連関表作成のための基礎資料を得ることを目的とする。	高知県全域	1	378事業所	有意抽出	郵送	5年	平成29年8月16日～9月30日
	東京都商品流通調査	平成29年7月10日	東京都総務局統計部調整課	商品の流通状況を把握し、東京都産業連関表を作成するための基礎資料を得ることを目的とする。	東京都全域	1	6,700事業所	有意抽出	郵送	5年	平成29年9月27日～10月31日
	福井県ひとり親家庭実態調査	平成29年7月10日	福井県健康福祉部子ども家庭課家庭福祉グループ	福井県内における母子世帯、父子世帯及び一人暮らしの寡婦の生活の実態を把握し、「福井県ひとり親家庭自立支援計画」改定のための基礎資料を得ることを目的とする。	福井県全域	1	4,400人	全数 無作為抽出	職員 郵送	5年	平成29年7月13日～9月4日
	埼玉県就労実態調査	平成29年7月13日	埼玉県産業労働部勤労者福祉課	埼玉県内の事業所を対象に、労働条件や職場の労働環境などを調査し、労働者の就労状況を把握するとともに、今後の県の労働施策を検討するための基礎資料とすることを目的とする。	埼玉県全域	1	1,500事業所	無作為抽出	郵送	1年	毎年8月上旬～9月上旬
	京都府障害者福祉に関する調査	平成29年7月18日	京都府健康福祉部障害者支援課	京都府における障害者の現況とニーズを把握し、現在の「京都府障害福祉計画」後の新たな3年を見据えた障害者施策を検討し、京都府における障害児・者に対する施策の充実に活用するとともに、新たな障害者基本計画の策定に資することを目的とする。	京都府全域 (京都市除く。)	1	8,000人	無作為抽出	郵送	1回限り	平成29年8月上旬～8月下旬
	三重県内事業所労働条件等実態調査	平成29年7月21日	三重県雇用経済部雇用対策課	三重県内の企業のうち調査対象とする規模の事業所における福利厚生・休暇制度をはじめ、労働条件や職場における労働環境を調査し、事業所に提供することにより、労使間における労働問題の解決への支援とするとともに、勤労福祉行政の推進に係る基礎資料を得ることを目的とする。	三重県全域	1	2,000事業所	無作為抽出	郵送	1年	毎年8月末日～9月末日
	鳥取県製造業流通調査	平成29年7月21日	鳥取県地域振興部統計課	鳥取県産業連関表の基礎資料を得るために、鳥取県産業連関表基準年1年間の県内と県外との商品流通状況を明らかにすることを目的とする。	鳥取県全域	1	319事業所	有意抽出	郵送 オンライン	5年	平成29年9月1日～9月30日
	中小企業景況調査	平成29年7月24日	愛知県産業労働部産業労働政策課	愛知県内中小企業の産業活動の動向に関する基礎的な事項について把握し、地域経済に関する施策の企画・立案及び効率的な推進を図ることを目的とする。	愛知県全域	1	2,000企業	無作為抽出	郵送	四半期	5月末日、8月末日、11月末日及び2月末日のそれぞれ3日前頃から10日間
	鹿児島県商品流通調査	平成29年7月25日	鹿児島県企画部統計課	鹿児島県における製造業の商品流通状況を把握し、鹿児島県産業連関表を作成するための基礎資料を得ることを目的とする。	鹿児島県全域	1	1,000事業所	有意抽出	郵送	5年	平成29年9月1日～9月29日
	県民の運動・スポーツに関する意識・実態調査	平成29年7月27日	鳥取県地域振興部スポーツ課	鳥取県民の運動・スポーツも関する活動の実態や意識・要望を調査し、運動・スポーツに関する県民の実情を総合的に把握し、今後の鳥取県生涯スポーツの推進施策の基礎資料を得ることを目的とする。	鳥取県全域	1	950人	有意抽出	オンライン	5年	平成29年8月31日
	栃木県国際経済交流調査	平成29年7月28日	栃木県国際課経済・交流担当	栃木県内企業の輸出入と海外進出現状を把握し、県内企業の国際化を支援するための基礎資料を得ることを目的とする。	栃木県全域	1	1,000事業所	全数	郵送	1年	毎年8月下旬～9月下旬
	熊本県労働条件等実態調査	平成29年7月28日	熊本県商工観光労働部商工労働局労働雇用創生課	熊本県内の事業所に雇用されている労働者の賃金・労働時間その他の労働条件を把握し、労働行政の基礎資料にするとともに、調査結果を労使関係者・労働関係機関に提供することにより健全な労使関係の推進に役立てることを目的とする。	熊本県全域	1	2,000事業所	無作為抽出	郵送	1年	毎年8月下旬～9月下旬

区分	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数 (注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
	秋田県商品流通調査	平成29年7月31日	秋田県企画振興部 調査統計課	秋田県産業連関表作成のための基礎資料として、地域間における商品流通の状況を把握することを目的とする。	秋田県全域	1	743事業所	有意抽出	郵送	5年	平成29年10月2日～ 11月6日

注1) 本表は、新統計法に基づいて、総務大臣が受理した届出統計調査の計画概要を掲載したものである。

注2) 「対象範囲(地域)」、「選定方法」、「調査方法」、「調査周期」又は「実施期間又は調査票の提出期限」については、該当する内容が複数ある場合には、全てを記載している。

注3) 様式が複数ある場合の「客体数」については、基本的に各様式に係る客体数を合算している(「延べ」の場合もある。)。世帯、個人、事業所、企業など属性が異なる場合には、それぞれについて記載している。  
なお、計画上、客体数に「約」が付されている場合においても、本表では「約」を付さない形で統一している。



(参考) 基幹統計に係る作成方法の通知

受理年月日	基幹統計の名称	作成機関
H29.7.31	社会保障費用統計	厚生労働省 国立社会保障・人口問題研究所

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に対してなされた基幹統計（統計調査以外の方法により作成される基幹統計に限る。）に係る作成方法の通知の受理状況について掲載したものである。